## カンボディア国際平和協力隊の設

## 置等に関する政令

平成四年九月十一日 政令第二百九十五号,

改正 平成 四年一二月 九日政令第三七三号

同 **弄** 五月 六日同 第一六七号

カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布

する。

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平 カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令

条の規定に基づき、この政令を制定する。

成四年法律第七十九号)第五条第八項、第十六条第二項及び第十九

(国際平和協力隊の設置)

第一条 関する法律(以下「法」という。)第三条第三号イ、ロ、ハ、ト及 びチに掲げる業務に係る国際平和協力業務並びに法第四条第二項 維持活動に協力するため国際連合平和維持活動等に対する協力に 国際平和協力本部に、カンボディアにおける国際連合平和

> での間、カンボディア国際平和協力隊 (以下「協力隊」という。) を置く 第三号に掲げる事務を行う組織として、平成五年十月三十一日ま 国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)は、協力隊の隊

2 隊務を掌理させる。 員のうち一人を隊長として指名し、本部長の定めるところにより

(平成五政一六七・一部改正)

(政令で定める業務)

第二条 カンボディアにおける国際連合平和維持活動に係る法第三 政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして

- 飲用その他人の日常の用に供する水の浄化
- 飲食物の調整
- 宿泊又は作業のための施設の維持管理

(平四政三七三・追加、平五政一六七・一部改正)

(国際平和協力手当)

第三条
カンボディアにおける国際連合平和維持活動に協力するた 遣自衛隊員」という。)に、この条の定めるところに従い、法第十 隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員 (以下「部隊派 めに行われる国際平和協力業務については、これに従事する協力

六条第一項に規定する国際平和協力手当 (以下「手当」という。)

を支給する。

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊

員 (部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。) について

は一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十

員については防衛庁の職員の給与等に関する法律 (昭和二十七年五号) に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊

法律第二百六十六号)に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

(平四政三七三・旧第二条繰下)

(定員)

第四条(協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、百十六人と

する。

(平四政三七三・旧第三条繰下、平五政一六七・一部改正)

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年二二月九日政令第三七三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年五月六日政令第一六七号)

## この政令は、公布の日から施行する。

別表 (第三条関係) (平五政一六七・一部改正)

	場合を除く。)	
	の項 二及び五の項 二本文に規定する	
	係る国際平和協力業務を行う場合(四	
	第三条第三号カ又は夕に掲げる業務に	
一万六千円	(二) カンボディア内の地域において、法	=
	平和協力業務を行う場合	
	く。) において、一の項に規定する国際	
	の項及び四の項()に規定する地域を除	
	() カンボディア内の地域 (一の項、三	
	を行う場合	
	チに掲げる業務に係る国際平和協力業務	
- 7 F	て、法第三条第三号イ、ロ、ハ、ト又は	_
- = 7	地域として本部長が指定するものにおい	_
	国境に近接し、著しく勤務環境の劣悪な	
	カンボディア内の地域であって、その	

	協力業務を行う場合	
	のを行う業務に限る。)に係る国際平和	
	関との連絡調整その他これに類するも	
	はこれらに附帯する業務(専ら関係機	
ハ 千 円	条第三号力若しくは夕に掲げる業務又	匹
\ - 1	二 一 に規定する区域において、法第三	]
<u> </u>	る国際平和協力業務を行う場合	
	空港の区域において、一の項に規定す	
	() プノンペン市の区域及びプノンペン	
	務を行う場合	
	いて、一の項に規定する国際平和協力業	
	港(プノンペン空港を除く。)の区域にお	Ξ
	港湾(プノンペン港を除く。) 若しくは空	Ξ
	内の各州都の区域又はカンボディア内の	
	コンポンソム市若しくはカンボディア	

	五									
に留まって行う場合に限る。	だし、港湾に停泊し、又は陸上の場所	補給(買付けを含む。)を行う場合。た	輸送又はこれらの業務に必要な物資の	によりこれらの業務に従事する人員の	務に附帯する業務として海路又は空路	(二) 法第三条第三号カ又は夕に掲げる業	行う場合	一の項に規定する国際平和協力業務を	() カンボディア以外の地域において、	
	四 千 円									